

せていただきます。

【らい】(ハンセン病)に感染した私たち
は、百年以上の永きに亘り社会から排斥され、療養所という名の「収容所」に隔離されました。「らい予防法」による終生絶対隔離でした。これにより、私たちは自らの名前、かけがえのない家族、そしてふるさとを失い、更には人としての未来を奪われました。正に「人間の尊厳」を剥奪されたのです。

〈中略〉

しかし私たちは国と園当局に必死で対峙し、団結して人権闘争を闘い、重監房を撤廃させました。

〈中略〉

この勝利(※)によつて「人間回復」の道が開かれました。この私たちの勝利は社会に存在する不当な人権侵害を克服するための大切な拠り所にしなくてはなりません。そこで私たちのこの思い(遺言)を「人権の碑」に刻み、「人権のふるさと」栗生楽泉園から、平和で人権が尊ばれる社会の構築を切に願うものです。】

(※)100一年の国賠訴訟勝訴)



■記念講演会の報告

関光

さんの講演とな
り、生き
た声の訴
え、家
族・患者
の想いを

総会の後開催された、斎藤悟さんと田中和子さんのハンセン病等を題にしたフォーカクコンサート、感動的でした。

続いてハンセン病家族訴訟の原告「七五番」

原告訴訟である原告番号七五番さんのお話、第二部は、国立ハンセン病資料館館長の内田博文氏による記念講演でした。約一五〇人の参加者がありました。

次にその報告と感想です。

■記念講演会の報告

宮原秀樹

ともに生きる会では、一月一日、県社会福祉総合センターで総会に引き続き、記念講演・コンサートを行いました。「ともいき」のコンサートに続き、「ハンセン病問題の今」と題した記念講演

聞き新たに国への憤りを強く感じました。

引き続いて内田博文氏の「ハンセン病問題の今」の講演となり考えさせられました。いまだにハンセン病に対する人権差別は継続中であり、栗生楽泉園の入所者も平均年齢九十歳を超え、将来に向けどうしていくのか、問題は山積みです。

感染症問題についてですが、新型コロナが流行した当初、滋賀県のある行政組合で起きた事例でコロナウイルスワクチンの接種を受けなかつた女性職員が接種拒否者として今まで仕事をしていた部署から外され、廊下に机と椅子を移され一人窓際に移動させられ問題となりました。感染症に対する無知が偏見を生み出す。感染対策は必要ですが、人権を無視したものであつては絶対にならない。

私はハンセン病のこれまでの歴史を正しく伝承し風化させないよう、微力ながら努力したいと今回の講演を聞き強く思いました。

を国立ハンセン病資料館の内田博文館長にしていただきました。



内田博文ハンセン病資料館館長

■重監房資料館見学、記念講演会の感想

T.H

初めて参加させていただき、日々の細やかな活動の様子をお聴きして、関係者の皆様の真摯な姿勢に感動しました。会計報告の中で、ハンセン病当事者の方が多額の寄付をされていること、その背景を思うと切なくもありました。入所者の方の高齢化と減少、療養園施設の存続問題など、現実的課題が日本社会の問題として明確にされていくことを願っています。それは、施設が社会の財産となり密接に繋がって、当事者の方々の残された日々を社会の一員として見守り、寄りそつていくことでしょうか。はがき交流など、ほんとに良いですね。

現在、各療養所でお話をさせていただける(元患者の方)方が一々一人という現状であること。ハンセン病問題を風化させないために、継承させていくためにも若い方たちに語り部として、そして資料館にも関わってほしいと語っていました。私が一番印象に残った言葉は、「自分事としてどうえてほしい」と訴えられていたことです。ハンセン病だけに限らず、様々な事柄について自分事としてどうえること、相手の立場になって考えることはとても大切だと思いました。

(かつて内は編集者が加筆)

前日に重監房資料館を案内させて、ビデオを見せていただき、「翁雄」さんの「人間回復」への強い執念、「憲法をなめるように勉強」し尽くした人だという妻信子さんのお話、その裏側に計り知れない歎き、「自身の精神闘争も汲み取れて、その崇高な願いを『ハンセン病基本法』成立に結実させた」と、人生を闘い抜かれて旅立たれたりとに、言い尽くせない畏敬の念を抱いています。

内田博文先生の御講演はとても深く、示唆に富んでいました。えつ、と驚いたのは、教師からハンセン病について学んだ子どもさんが、「人権」とは、ハンセンの人と自分のどちらにある?と自信をもって訊ねたとのことで、それは、強い人と弱い人、勝った者と負けた者、と二者択一の視点に向かう傾向であること、現在の教育現場で「人権」を正しく語り継ぐことの難しさを話してく

んな環境下で重監房に入れられた仲間へ、つ生きようとしていた、誰もが人の心に触れ生きたいと願っていたのだと、ひしひしと伝わってきました。この事実を過去にあつたことで済ませては決していけないと思います。

斎藤さん、田中さんのコンサートはとてもとても心に染み入る感動の時間でした。叶うなら、福井でも歌って、語って頂ける場を実現出来たらいいなあと思いを巡らせていました。

七五番の方の家族としての苦悩、どうしようもない葛藤、そんなふうに追い込んだのは紛れもない国の優性差別思想。感染の怖さから、母親がそばに居ながら抱きつけなかつたもどかしさ、さらには母親に「そばに来ないで」とつれない言葉を浴びせてしまった後悔、母も子も苦悩の連續だった日々。母子の情愛を分断した強制隔離や醸成されてしまった偏見の根深さ。国家としての心からの謝罪と偏見思想の撤回を願つてやみません。

復元されていた重監房を見て、人間の尊厳を奪った部屋、粗末すぎる食事、我が身なら到底受け入れられないことを仕事として実行する人間の怖さが突き刺さつてきました。また真逆に、そ

ださいました。前日、重監房資料館屋外を歩きながら、隣の楽泉園から聴こえてきた道案内のための静かで清らかなBGM、納骨堂や供養塔、人権の碑、そして重監房資料館での体験は一週間経った今も心を締め付けています。多感な時期の子ども達に各施設を見て学ぶ教育実践がなされたのなら、『人権』を学んだスタッフの説明も受けられて、正しい理解が進められるかもしれません。遠方であれば、DVDなどを積極的に活用して今の時代を豊かに生き抜くための人権学習を進めてほしいです。未来に希望を抱いていない若者も、自身に人権がある、尊厳の存在であると認識できたら、主体的に生きようとする気持ちも生まれてくるのではないだろうか…。年月を要するだらうけれど、社会体制はなかなか変わらないだらうけれど、どこかに糸口を見出し継続できる体制を創つていけないものでしょうか。

ハンセン病問題も、水俣病も障がい者問題も福島原発事故も、人権を軽んじるあまりの理不尽を強いています。自分事として客観的視点で見つめることが、人権意識を植えつけることであり、それが社会を変えていくことに繋がるのだと思えます。競争社会に人権を！見失うな人権を！弱い立場の人に尊厳を！と、まだまだの自身に刻んでいたいと思います。

小四の孫にどんなふうに伝えたら「人権」が理解できるだろう？と考えていました。「かわいそ

う」はもってのほか、代わりに辛いとか悲しいとか当事者の心情を代弁し、誰にも等しく人権があることを話してみたいと思っています。資料館で子ども向けの分かりやすいリーフレットもいだいてきました。とても助けられそうです。改めて、日々の地道な活動に、心より感謝申し上げます。

福井 T・H 金寧

■記念講演の感想

Y・N

一月一日開かれた「記念講演とコンサートの集い」に参加して、二つのことを強く考えさせられた。

一つは、今も残る根強いハンセン病への差別と偏見をいかに克服するかというテーマです。記念講演の弁士内田博文氏は、人権教育の啓発を強調されました。特にこの間SNSや動画の活用によって、自分の存在と尊厳が守られるべき権利「人権」が著しく侵される事例が頻発しているだけに、この視点はとても重要な提起だと思います。

この「人権」を深める意味で「生命」という観点でせまる」とも大切だと思います。有名な遺伝学者木村資生(もとお)氏の表現を使えば、「生命の生まれる確率は一億円の宝くじに百万回連続で当たったのと同じくらいすごい」とだ。つまり「生命」の存在は奇跡中の奇跡であつて、存続するものに最大の価値があるといえるでしょう。

どんな環境や状態・状況にあろうと、日本国憲法十三条规定のように一人の個人は尊重されなければならない、これが「人権」だということを強く広く伝えることが必要だと思います。

二つ目は、ハンセン病問題を風化させないために、内田氏は四つの問題を提起されました。これらの課題を実践するためにも、あえて私は強調したいことがあります。それは、文化創造活動を通してハンセン病問題を感性で訴える活動の強化です。

文化創造活動は「心理を知る種まき」といわれています。幸い全国の療養所には多くの作品の出版や展示、映像の制作など意欲的な活動がおこなわれています。もつともつと多くの人たちに、この文化創造活動をゆるゆるふつぐら根強く広めていくことを期待します。

さらに今回特筆すべきことは、平和・人権・ハンセン病問題を歌うフォークデュオ「ともいき」のステージがおこなわれたことです。彼らは「ともに生きる会」の事務局員として、粘り強くていねいに地域をまわり、歌でもってハンセン病問題を訴えています。あらためて彼ら一人の献身的活動に拍手をおくります。

人は差別をさるために生まれてきたのでは

ない。また人を差別するために生まれてきたのでもない。人は一人ひとりが大切にされ幸せになるために生まれてきた。そんな社会の実現を切にねがつた「集い」でした。

■記念講演会アンケートの回答

アンケートの「協力をありがとうございます」という内容を出来るかぎり掲載します。

○コンサートについて

「心にしみる歌でした」「涙なしには聞けなかった」「美しいお声で、人間愛、無念さ、継続を感じました」「あいさんのことを初めて知り、非常に胸が痛みました」「浅井あいさんの短歌を主に、長年のハンセン病についての国の誤った政策により言いようのない人権侵害、家族も含めた世間からの偏見・差別による悲しみや怒りを切々と訴え、感動的な素晴らしいコンサートであった」「いつも変わらない澄んだ優しい斎藤さんの歌声、田中さんの朗読が心にしみました。いつ聞いても涙がこみ上げてきます」「歌を聴いていてその情景が浮かび、自分事に少し近づけた気がする」

○家族原生の話

「勇気を出してお話しいただきありがとうございました。ご家族の大変さが伝わってきました」

「家族からも差別を受けるほどひどい差別でしたこと、まだまだ偏見が無くならず悲しいです」「原告の話しさ聞いたことがあるが、今回も具体的で胸に迫りました」「切実な訴えにあらためて多くのことを感じました」

「淡々と話されていましたが、その内容はすさまじく、もし自分だったらと思うと怖いし絶望すると思う。もう少し時間がほしかった」「自分と同世代の方の訴えに驚きました。今もってこうした問題があることに愕然としました」「幼い頃から被害を受けたことを思うとつらい悲しい気持ちになります。差別を一度と繰り返さない社会にしていく必要があります」「家族の苦しみ、独りぼっちの悲しみ、周囲の人々に理解されない理不尽、それもこれも国の政策のせいだとするお言葉、響きました」

○内田博文館長の講演

「無知であることが差別を生む原因になるよう」

に思う」「ハンセン病問題を取り巻く様々な問題点の存在がわかつた」「元高校教員として、教職員組合員の減少と比例して、人権教育も劣化しているようと思える」「現在進行中の人権侵害が実際に続いていることを知った」「ハンセン病の歴史や差別意識、人権教育について深く考える機会を得た。特に裁判官や法に従事する人々への教育は必須である」「主体的に私たちは解決に向けて取り組まなければならぬ」

○その他

「斎さんの言葉『全ての人が生きて良かったと思える社会をつくる』を聞いてまさにこの会

が一人ひとりの人権を守る会であると思つた」「日本には個人の尊重、基本的人権の尊重とい



■父を語る その三

関光

泉園では特効薬プロミン治療に悪影響があるの
で酒・煙草は厳禁であった

【暴動】

手を焼いた楽泉園の矢島良一園長は年明けの
昭和二十五年一月六日に上京し厚生省に「不良患
者」について相談する。偶然にも菊池恵楓園の宮
崎松記園長が来省していて「うちの園には鍵の掛
かる部屋があるので私どもで引き取りました
が撲殺された。昭和二二年八月の父喜平の報道
により同園は「特別病室」も廃止され、平穏のさ
なかで起きた。

【発端】

昭和二十四年九月朝鮮人連盟は解散され、同連
盟の支部が楽泉園に置かれてあり、同時に支部

も解散となつた。在園朝鮮人六〇名で協親会と
いう新しい親睦団体が出来た。旧朝鮮支部幹部
三名に対し新団体協親会の役員が、会計帳簿を
焼いてしまつたのは何か会計に不正があつたた
めではと質した。旧支部数名は協親会に加わら
ず反目していた。そんな状況の最中に、同年一
月一八日、東京都の保健所より同園に中岡哲夫
(朝鮮人)と多原利夫(奄美大島出身)、一二月二
七日には大阪より大和博(日本人)の「不良患者」
が送り込まれて来た。旧朝鮮連盟支部数名はこ
の不良患者三名を部下に抱き込む。

中岡がボスとなり懐にドスを入れ二人を従え
暴力、恐喝、女子療に入りする、煙草は吸う、
酒は飲む、好き勝手に暴れ放題であった。当時樂
園では特効薬プロミン治療に悪影響があるの
で酒・煙草は厳禁であった

『凶暴なライ患者

手をやく楽泉園

暴力をふるう癪患者に草津町楽泉園癪療養所
では処置に困つて六日、矢島園長が上京、厚生
省に不良患者の収容所のような施設は出来ない
ものかと具申したという。民主化された療養所
の一面が問題になつて、今月初め患者同士
の傷害事件が園内に発生、加害者を草津署で調
べたが、患者だから身柄拘束も出来ずすぐ釈放
した。この患者はこれに味をしめますます増長
して暴れ職員までおどし一般患者は怯えている、
この処置に困つて具申になつたもので一日に

「映画があれば見たい」「講演会、上映会」「浅
井あいさん、鶴さんらのDVD上映もあちらで
やりましょう」「楽泉園施設の見学ツアー」と学
習会」「人権教育の不足は子どもたちだけでは
ないです。『集い』これからも!」「中高生など
に届くイベント」「ともしきコンサートがいつも
プログラムされるようにな」「一〇年後の跡地利
用について。歴史的建造物の保存、活用」「当事
者、家族の話を聞きたい」「楽泉園に学校が」とそ
して見学についてほし」

記念講演会に「参加いただいた皆さん、そし
て参加は都合がつかないが成功のためにと寄付
をくださつた多くの皆さん、改めて御礼申し上
げます。ありがとうございました。

総会と記念講演の様子は「群馬・ともに生き
る会ユーチューブチャンネル」で「覗いただけ
ます。

https://youtube.com/@gunmahansen_tomoki

あるいは「群馬とともに生きる会」等で検索願い
ます。

は草津署から県本部宛て今後の問題として情報が送られてきた増中警察隊長は「癪患者は病人だから刑務所に入れられない、刑務所に入つても癪と断定されれば療養所にかえつて移されるくらいだ。昔は園内に拘置所のようなものがあつた、結局園内で解決すべき問題で警察は収容所の設置に運動することは出来ない」と言つてゐるが園内に拘置所がこのため実現するか成り行きは面白い

〔注・このあと十三文字分が空白〕

この記事を見た「不良患者」は怒り、菊池恵楓園への移送を拒否、在園患者は承服できずついに一月十六日深夜、中岡、多原、大和らを次々に襲い殺害してしまつた。

この暴動は園長、職員が必死に止めようとして警察に通報するもなかなか出動されず、ついに「不良患者」三名は殺害されてしまう。

警察は癪患者を恐れ、園のことは園で解決せよといふ考えだつた。

【疑問】

一、何故、東京の保健所より中岡、多原が楽泉園に送られたのか。近くに多磨全生園があるではないか、まして大阪より大和が送られてくるのは疑問だ。「不良患者」が三名も集まれば事件が起くるのは明白だ。

二、一月一二日付の上毛新聞だ。記事を「不良患者」が読めば怒り、移送を断るのは当然で書か

されたものではないか。父は三人の「不良患者」は初めから移る気持ちは無かつたと言つてゐる。

三、「一・一六事件」が原因でハンセン病患者の凶暴性を印象付け収容するハンセン病患者専用の刑務所の必要性を訴えることになつた。

【影響】

「一・一六事件」により

○昭和二六年一月一九日 菊池事件発生

○昭和二八年三月一〇日 恵楓園に医療刑務所完成

○昭和二八年八月一五日 「らい予防法」公布施行

【喜平の無念】

私と五年来の盟友で何がとハンセン病問題等の資料や意見、アドバイス他、色々とお世話になります元三省堂の編集者阿部正子氏によりますと、関喜平は湯ノ沢集落を取材し(昭和一五年、一六年)、同集落はハンセン病の患者が集まり、希望を抱き暮らしていた。喜平は「湯ノ沢集落のよな自治村があれば隔離は必要ない。それでいいのだ。」と考へていた。昭和二二年八月には片道四時間半かけ楽泉園に出かけていき、戦後の苦しい状況の中、患者さんと寝食を共にして

■ハンセン病問題は終わっていない
あなたは、群馬県草津町にある国立ハンセン病療養所、栗生楽泉園を訪れたことがありますか。私は、一〇〇一年五月、ハンセン病違憲国家賠償訴訟で国に誤った終生絶対隔離政策を断罪した熊本地裁判決の数日後、日本共産党県議団(宇津野洋一団長・当時)の事務局員として同行したのが最初です。熊本判決は、国会の不作為責任も指摘しました。つまり政府だけでなく、国會議員や、そして究極的には私たち国民一人ひとりにその責任があると判示しました。国民的なる一般世人に恐怖観念を与えるが如きことは

断じてやらない」と、「特別病室」は廃止する等の回答を得た。しかし後に、医療刑務所設立、「らい予防法」施行により東龍太郎氏の回答は完全に反故にされてしまつた。「一・一六事件」が発端であり、以後喜平は進駐軍の圧力により自由に書けなくなる。

次回「一夜にして白髪に」に続く

泉純一郎首相(当時)が謝罪しました。そして、賠償金が支払われ、衆議院・参議院・最高裁判所(特別法廷)に関して)もそれぞれ謝罪決議を出しました。しかし、それで問題が解決したかといえば、残念ながらそうなりません。それどころか、黒川温泉ホテルの回復者宿泊拒否事件(二〇〇三年)にみられるような回復者への誹謗・中傷、家族への差別・偏見もいまだに根強く残っています。ただ当時、私はまだどこか遠い世界の出来事のように感じていました。

その後、「しんぶん赤旗」記者、群馬県議会議員として、国の検証会議や「ハンセン病裁判を支援し、ともに生きる会」(後に「ハンセン病問題の真の解決をめざし、ともに生きる会」と改称、以下「ともに生きる会」)の集会・イベントなどを通じて、歴史や現状を学ぶとともに、回復者との交流を深めきました。こうしたなかで、国辱病とも呼ばれ、家族とも離れ離れにされただけでなく、生きながら「死んだ」とにされる、なんて理不尽なことが、国の強制隔離政策のもとで繰り返されてきたのか。なぜ、本名でなく園名で呼ばなければならなかつたのか、なぜ差別や偏見がいまだにまかり通つてゐるのか、どうすれば克服できるのか、いろいろと考えさせられてきました。いつの日か、この問題をライフケースにしようと思つて決めました。

ハンセン病回復者との出会い、そして別れ

この間、「ともに生きる会」関係者、党国会議員や地方議員、候補者、友人・知人らと、また時に、単独で温泉園に足を運び、数多の困難を乗り越え、裁判の原告になつた回復者や支援者と交流を深めきました。

舒雄一さんは、国賠訴訟の全国原告団協議会の会長として、国の差別政策の過ちを克服し、真の謝罪・名誉回復を勝ち取るたたかいの先頭に立つてきました。また、草津の豊富な温泉を利用し、一般に開放された皮膚病治療のための「温泉病院」作りを構想していました。園の社会化=居ながらにしての社会復帰を模索し、当局に要求し続けてきました。私の恩師でもある井上英夫・金沢大学法学部教授(当時)を交え、園の将来構想などについて夜遅くまで語つたことは忘れられません。

一〇一四年五月一日、その知らせは突然届きました。草津町で開催されたハンセン病市民学会の期間中に舒さんのが亡くなつてしまつたのです。八二歳でした。まるで、市民学会の成功や重監房資料館の開館(同年四月三〇日)を見届けるかのように…。

一〇一四年五月一日、その知らせは突然届きました。草津町で開催されたハンセン病市民学会の期間中に舒さんが亡くなつてしまつたのです。八二歳でした。まるで、市民学会の成功や重監房資料館の開館(同年四月三〇日)を見届けるかのように…。

鈴木幸次さんは、「日本のアウシュビツツ」とも称された、氷点下一〇度にもなる厳寒期の「重監房」(詳細は後述)に、食事を運んだ経験を話してくれました。何度も聞いても、胸がつぶれる思いがしました。「ともに生きる会」の機関紙『人間』の題字を揮毫するなど、書の達人でした。〇五年、私は舒さんや幸次さん、支援者らと韓国ハンセン病療養所・小鹿島(ソロクト)更生園を訪問し

来事であったことは確かです。〇四年一月、舒さんは日本共産党第二三回大会で、群馬からの代議員として発言し、全党に感銘を与えました。浅井あいさんは、石川県金沢市に生まれ、教師を目指して石川女子師範学校附属小学校高等科に入学。しかし、ハンセン病と診断され、退学を強いられました。その後、栗生温泉園に入所。そして一〇〇一年暮れ、金沢の支援者らの粘り強い働きかけの結果、金沢大学教育学部付属中学校で同校生徒や群馬からの支援者らが見守る中、六七年ぶりに卒業証書を授与されたのです。こうした劇的場面に立ち会えたのは本当に幸運でした。その年、東京・夢の島で開催された「赤旗まつり」で、あいさんは講演することになり、送迎の運転手として、私に白羽の矢が立ちました。園内の宿泊施設、石楠花荘に泊り、夜明け前に複数の介助者を乗せて、温泉園を出発。往復で約一四時間。道中、さまざまなお話が聞けたのは楽しい思い出です。あいさんは今、ふるさと金沢の墓地に眠っています。

ました。ハンセン病と植民地支配という二重の苦しみを受けた人たちとの海峡を越えた交流は、忘れ得ぬ思い出です。

鈴木時次さんは、指を失った手首に絵筆を固定して、妹をしのぶ少女の絵や花、風景を描き続け、県展などに入選したこともあります。熊本判決後、群馬県庁前で行われた裁判勝利報告集会では、舒さんと一緒にマイクを握り、五〇年以上にわたる療養所生活を振り返りながら「これからもつと長生きして、いい絵を描きたい」と話しました。七七歳で亡くなつた翌年、「ともに生きる会」の主催で時次さんの遺作絵画展が開催。その絵はどれも愛情にあふれたものでした。

沢田五郎さんは、歌集出版記念の集いなどの取材を通して出会いましたが、とてもユニークな人でした。

クリスチャンで詩人の桜井哲夫さんと在日のT・Kさんとの心の交流について、「赤旗」記事にもしました。

社会復帰を果たした回復者もいます。中原弘さんは、楽泉園を退所後、静岡県の盲学校に入学しようとするも、ハンセン病歴を理由に拒否されました。このことで一〇〇一年、静岡県知事の代理職員が玉村町の自宅を訪れ、直接謝罪しました。中原さんは「四〇年間の鬱積が少し解消した。親・兄弟・友人と別れ、療養所に入れられた元患者たちが気軽にふるやく人に帰れるよう支援して欲しい」などと話していました。行政責

任者が直接謝罪することは異例のことですが、その陰には静岡県の「支援する会」の人たちの努力がありました。

私がめぐり合つた回復者の多くは、すでに鬼籍に入られましたが、ハンセン病の歴史の検証をすすめ、「人間回復」への道を自ら開いてきた、その足跡「人間の証」は決して消えることはないと信じます。

(次号につづく)

■菊池事件のまとめ

徳田靖之弁護士著

『菊池事件～ハンセン病差別の壁を
こえるために』(かもがわ出版)をテキストに

斎藤悟

菊池事件の再審請求審の決定が出されるのも

目前に迫つてきました。この機にこの事件を徳田靖之弁護士の著書を元にまとめてみました。またこの事件を描いた映画では『新・あつい壁』(中山節夫監督、一〇〇七年作品)があります。

菊池事件とは、戦後ハンセン病隔離政策を効果的に実現するために、全国で官民一体となつて推進されていた「無らい県運動」の渦中にあって、熊本県内の山村で発生した同一被害者に対する殺人未遂事件と殺人事件のことで、通常は

後者の殺人事件をさします。

一、事件の概要

①一九五一年八月一日、村役場の衛生係主任宅でダイナマイトが爆発する事件が発生。
②これ以前にハンセン病と診断されていたFさんが、県に患者として通報した役場衛生係への逆恨みによる犯行だとして、Fさんが逮捕される。

③Fさんは全面否認するも、一九五二年六月九日、懲役一〇年の判決を受け熊本拘置所に収監される。有罪無罪どちらでも一生

隔離されることに絶望し、自殺を決意して六月一六日に逃走。

④七月七日早朝、全身一〇か所以上を刺され出血死した役場衛生係主任の遺体が山中で発見される。

⑤七月一二日、再びFさんが逮捕される。

⑥一九五七年八月二三日、最高裁でFさんの上告が棄却され死刑判決が確定。

⑦一九五七～六二年 Fさんが三回の再審請求。

⑧一九六一年九月一一日 法務大臣がFさんの死刑執行指揮書に押印。

⑨一九六二年九月一三日 三次再審請求が熊本地裁で棄却される。

⑩一九六二年九月一四日 Fさんが死刑執行。

二、証拠について

「凶器」「親族の供述」=有罪判決の二つの柱

(1) 凶器…七月九日に殺人現場近くのFさんの弟が養子に行つた家の所有する小屋から「短刀」が発見され、これが犯行の凶器だとされました。ですがこの短刀からFさんの指紋も

被害者の血痕は検出されていません。また、犯行に使つた凶器を親族の家などに隠すでしょうか。短刀が凶器だとするまでも変遷があり、最初は「鎌」が凶器とされていました。七月一二日Fさんが逮捕され、凶器は「草刈り鎌」であるとの自白調書が作成されたからです。遺体解剖の鑑定で「鎌」は疑わしいと指摘され、七月二八日に「鎌」が鑑定に付され、これは凶器ではないとする結果が出ました。

その後「短刀」が凶器だとされ、短刀が小屋所有者に見せられたのは八月二八日が最初。短刀が凶器であるかの鑑定依頼がされたのは八月二九日。実況見分は八月三〇日でした。凶器の疑いがあるなら、すぐに小屋所有者に見せ、所有物であるか確認するはずです。逮捕されているFさんも取り調べ段階で「短刀」を見せられていません。本来凶器として発見されたなら、Fさんにも現物を見せて尋問するはずです。短刀を発見した警察官に対する証人尋問調書が、包丁を発見した日を、質問・証言の両方とも「八月三〇日」か

ら「七月九日」に訂正されています。「これらの事実は警察は凶器が「短刀」であると知つていながら、その現物を「発見」できなかつた。八月二九日直前に事件に全く関係ない「短刀」を「用意」し捏造したのではないか。

(2) 親族の供述

大叔母、伯父の三男、大叔母の息子夫婦 大叔母と伯父が犯行後に訪ねてきたFさんの話を聞いたと証言しています。

大叔母「役場主任が誰だろかと近づいてきたので、腰の切れ物で刺したところ倒れたので踏んづけてやつた。「左手に一尺くらいの布で巻いたものを持つていたので、この切れ物で殺したんだろうと思った。」Fさんの話を大叔母が息子夫婦のまず嫁に話し、次いで息子に話したと言います。嫁の供述は、大叔母らの内容とほぼ一致しますが息子の供述は、一致しない内容が含まれます。息子の証言では「母は両手で五、六寸の長さを示し、短刀で殺し最後にのどを突いたら後ろまで通つた(貫通した)」と。

七月一二日Fさん逮捕

傍線部は大叔母からの話しじでは出でない、あるいは一致しない内容であり、この息子の供述調書が取られたのは七月八日で、前日に遺体解剖が行われ、凶器が「短刀」ではないかとの見方がされたことを受けて、警察による誘導が行われたとの疑いが生じます。

徳田弁護士が最も不審に思うのは、大叔母か

らFさんの殺害を聞いたにもかかわらず、動搖や驚愕の状況が何も語られていない、嫁は話を聞いてもすぐに寝てしまつたというのです。大母は一人に語つたとは思われません。伯父の三男は「父はFさんに会つた顛末などは私たち家族に何も話してくれない」と供述。

事件発生の翌日、伯父が銃刀法違反で逮捕されます。古い小刀が発見されたためです。伯父一家は大黒柱が逮捕されたことで、警察から供述を説導されやすくなりました。

Fさんの親族は、伯父を助けるために供述を

Fさん不利な方向に向けて行つたと考えられます。伯父の逮捕されてからの供述も、Fさんが犯行後にやつて来て二人に語つたという大叔母の内容と幾つもの点で相違があります。その後の裁判官による尋問でも一人の話には食い違いがあること等を考えれば、Fさんは実際には二人にこのような内容の話はしていないのではないかと考えられます。

Fさんを逮捕するのに、丸腰のFさんに拳銃発砲で、右腕貫通の大けがをさせて逮捕した。ハンセン病患者とされたFさんと格闘しての逮捕を嫌つたと思われます。拷問以上の激痛のなかでFさんは逮捕当日から取り調べを受け、調書も取られました。調書にFさんのサインはなく、指印だけ。Fさんには後に、その時調書を取られ

た記憶もありません。

Fさんが潜んでいた小屋から「草刈り鎌」が発見されました。これにより、それまで一尺の切れ物とか、五～六寸の短刀とか供述されていた凶器を、「草刈り鎌」に合わせる必要が生じ、各自「訂正」の供述が取られることになったのです。

大叔母、伯父の供述内容は、凶器に関する捜査機関の認識の変化について訂正を繰り返しており、捜査機関の誘導によってなされたものであることを明確に示しているのです。（大叔母も伯父も、一九六〇年八月にかつての証言内容を再審請求審の中で否定。）

三、Fさんの無罪証明の材料

① アリバイ：事件当日について上記のように、大叔母・伯父の証言ではFさんは「一人のところへ行き、「七月六日午後一〇時半頃、殺してきました」と言つた」となっている（第三次再審請求で事実ではないと撤回）。しかしFさんは、「この日午前四時頃から午後九時頃まで叔父宅にいたと主張していた（叔父はこれを否定）。

② 逃走中、「鶏を盗つた」とか「野良仕事に出ている農夫の弁当を盗んで食つた」（検察官による供述調書）というのは嘘で、雨の多い時期だったので友人の家を方々尋ねまわって、一

日あるいは半日と隠れ、食事を振舞つてもらっていた。しかしそれ話になつた方に嫌疑がかけられることになるのでその方の名前は言えない。友人にも決して話すなど、約束させた。ただ、友人の妹に聞けば、私の逃走後の足取りはハッキリすると思う。伯父も偽証で告発されるようないことがないと分かれば本当のことと言つてくれるだろう。

③ 被害者は一〇数か所の刺し傷があり、死因は出血死。頸動脈も切られているのに、Fさんは一切返り血を浴びてない。遺体の傷には順手で出来る傷と逆手でなければ出来ない傷があり、複数犯の可能性。

これらのように、Fさんは犯人とする証拠・証言に信ぴょう性はなく、アリバイについても、ハンセン病患者への偏見・差別なく、きちんととした捜査がなされていれば誤つた判決にはならなかつただろうと思います。

四、特別法廷の違憲性

Fさんは裁いた特別法廷の違憲性とはどんなことでしょう。菊池事件の審理は、菊池恵楓園と菊池医療刑務所支所内の仮設法廷でした。

⑦ Fさん以外全員予防着を着用し、証拠物の取り扱いは箸を使用し、まるで汚物を扱うよう

に人間扱いされなかつた。人間の尊厳を侵害したもので憲法一三条に違反する。

① 特別法廷はハンセン病患者に対してだけ適用

された。差別であり憲法一四条に違反する。⑦公開の裁判を受ける権利を保障した憲法三七条に違反する。

⑧ 一審の国選弁護人の背信的弁護活動。無罪主張しているにもかかわらず、審理で何も反論せず、全ての証拠取り調べに同意した。弁護士による弁護を受ける権利を保障した憲法三七条三項に違反する。

最高裁判所は、一〇一六年「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」（昭和三五年以降の特別法廷は違憲の疑いがある）を公表。続けて「最高裁判所裁判官会議談話」を発表し、特別法廷の違法性を謝罪しました。さらには二〇二〇年二月二六日「菊池事件国賠訴訟」熊本地裁判決で、菊池事件は憲法違反の判断（二〇一六年の調査報告書よりも踏み込んだ判断）が下され、⑦～⑧の通り違憲法廷だつたことが確定しました。

五、「国民的再審請求」と「憲法的再審請求」

これらの経緯を経てのち、内田博文九大名誉教授・ハンセン病資料館館長が問題提起をされました。それが「国民的再審請求」と「憲法的再審請求」でした。

「国民的再審請求」とは、憲法違反の確定判決が取り消されず放置されていることは許しがたいとして、主権者である国民が憲法一七条の請願権の行使として、裁判所に対し再審請求を行

うものであり、二〇一〇年一月、一二〇五人の市民が「国民的再審請求」を提訴しました。

「憲法的再審請求」は、憲法違反の法廷で裁かれた裁判は再審によって是正されるべき。憲法九八条の憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」八一条最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」がこの根拠となる。

当時はまだFさんのご遺族、ご親族が再審請求人になることをためらっていたこともあり、これに依らずとも再審請求は可能であると、新しい憲法解釈を展開されたのです。

しかし、一般的に遺族からの再審請求審は、確定判決を覆すだけの無罪証拠の立証に大きな力を注がなければなりません(実体的再審事由)。また再審決定を出す裁判官にとっても、すでに死刑が執行された判決を覆すことは大きな壁であり、これまでの再審事案より重大な覚悟が必要となります。

しかし「憲法的再審請求」では、確定した裁判が憲法違反であることを理由として再審開始の決定を出せます。Fさんが有罪、無罪の判断をする、ことなく決定を出せる、ことになるのです。

昨年二〇一五年七月七日、熊本地裁での再審

請求審は結審しました。今年二〇一六年一月末までに、再審を開始するかどうかの決定が出される見込みです(二月一日現在、口にちの情報はつかんでいません)。「ともに生きる会」ではこれまで何次かにわたり、再審を求める署名約二五〇〇筆余りを、提出してきました。何としても「再審開始」「勝訴」の旗を見たいものです。

六、最後に

私が心を打たれたことは、ご遺族のことです。

長い間死刑囚の家族としてひつそりと暮らしてきたであろうことは、想像に難くありません。ハ

ンセン病弁護団が菊池事件を扱うようになり、ご遺族に再審請求人になることを要請してもすぐには立ち上がることはありませんでした。何より死刑囚の家族として、そしてハンセン病患者の家族として息をひそめて暮らさざるを得なかつた境遇を考えればそうせざるを得ないでしょう。しかし最後に二〇一一年には立ち上がってくれたのです。そこには弁護団の真摯で誠実な対応と、「国民的再審請求」の請求人に多くの市民が名を連ねたことなど、多くの市民が心を寄せていることが伝わり、ご遺族の心を溶かしたのだと思います。つらいなかで生きてこられたご遺族に、再審開始と無罪判決を勝ち取る、「生きてて良かつた」と思っていたときたいのです。

■ 楽泉園の残された施設を見学

斎藤悟

残暑厳しい八月二一日、楽泉園はしのぎやすく快適な風が流れています。今日の楽泉園には管楽四重奏の調べが流れたのです。コロナ後初めてとなる草津音楽アカデミー「街角コンサート」が楽泉園中央会館で開催されました。管楽器による「草津節」でスタートし、入所者や坂本園長・職員、地域住民、ともに生きる会会員など、多くの人が生の音楽にひたりました。

終了後、自治会長、副会長、松浦信司



内「下地区」を巡りました。湯之沢から家を移築して入所された方々がいらっしゃったところになりますが、しゃつた地域にあります。現在残っている家は数棟だけとなっています。そのうち二棟が移築された当時の木材を使っているというこ

ています。

次に「青年会館」。これは温泉園ホームページの

解説によりま

すと、園開設

当時からの建

物(昭和七年

竣工)で、当

初は娯楽施設

として「栗生

会館」と命名

され、映画や

演芸等が催さ

れ、その後、

園内学童の教

育の場として

も使用され、

最終的には園内青年団の集会所と使用されたこ

とから「青年会館」と呼ばれるようになつたとの

ことです。現存する最古の建物だといいますが、

特別な古さは感じられず、当時にしては大変モ

ダンなデザインだと思いました。中には入れま

せんでしたが、窓から見た限りでは南側を背に

して一段高くなつた舞台があり、外も内も大変

きれいな状態で残されていると思いました。

次は日本聖公会・聖慰主(なぐさめぬし)教会堂。これもホームページによると、湯之沢部落滞在の宣教師ミス・ネテルトンの寄付一〇〇〇円を



元にバルナバ教会を通じて遠くアメリカに寄付

を募り、昭和一

四年一月一二

日に建立したも

のです。ここは

松浦司祭の案内

で中も見学でき

ました。松浦司

祭の解説による

と、建物の構造

は患者と一般の参加者とを分離したものになつ

ていて、入り口やトイレなど、そして祈りの場所

までも隔離させた構造なのだそうです。「平等」

を唱える教会がなぜそのような作りになつてい

るのか、それ

は建設資金は

教会が用意し

たが、実際の

建築は園・国

が請け負つた

のでこのよう

な構造になつ

たのではない

か、とおっし

やっています



教会内部 畳部分が患者スペース



た。現在、この教会まで来られる信者は一人だけだそうです。

最後に園の子どもたちが学んだ「望學園」です。

ここは長い年月

によつて痛んで

いました。中の

様子も色んな

ものが散乱して

いるように見え

ました。強い地

震にあればひと

たまりもないよ

うに感じられる、

そんな状態でし

た。六月の自治

会との懇談では

この「望學園」は取り壊してしまふと表明があつたので、ともに生きる会として取り壊しを中止

するよう、園に對して緊急の申し入れも行つてい

ます。保存のためには相当な予算が必要になる

でしょうが、貴重な歴史遺産として国の責任で

保存を迫つていきましょう。



この翌日、弁護団の鮎原真知子弁護士と懇談の機会があり、「歴史的建造物」として何を遺すのか、そのリストを早く提出するよう、自治会に対し催促がありました。さらにそのリストの中から、国がこれは遺す、これは遺さないと口

は挟めない、入所者側から要望されたものはすべて後世に残していくことが国の責任なのです、と説明がありました。

自治会は現在、「下地区」の茂った草木を伐採し、誰もが憩える公園だと考えています。草木も適度に残し、日陰の場所も作りつつ素敵な場所となるようにしたいです。

樂泉園入所者のT・Yさんにについて、元樂泉園看護師の赤尾さんに紹介していただきます。

■Tさん

赤尾拓子

「Tさん」の難しい字が覚えられず平仮名で書いてしまったことをお許してください。

(樂泉園看護師の)現役時代に私が知っていることは、青森(の松丘保養園)から転園して来たカトリックの御夫婦とだけ覚えていました。退職後二〇年以上過ぎてから急に押しかけ話していたときました。

名古屋の方々、筑波大学学生の訪問者など、あまり細かいことを事前連絡なしに押しかけて三時間くらい話していただき、本当に大切な時間をつぶしてしまっても最後まで楽しく語っていただきました。そのお話を少し書かせてください。

樺太で生まれ、お母さんがある日突然いなくなつてもお父さんやお兄さんに大切にされ少しも苦しいことが無かつた事、戦後電気技師だったお父さんはソビエト連邦に頼まれて残り仕事を続け、最後の引き揚げ船で北海道へ引き揚げたとのことでした。

北海道へ引き揚げても元気に学校へ行く日だつたとのこと。ある日お父さんがちづ子さんに「お母さんに会いに行こう」と言い、青森の療養所へ入所したとのこと。でもお母さんはちづ子さんが着く四日前に亡くなっていたとの事でした。お母さんを知る人に大切にしていただいたが、やっぱり淋しいのである日教会を覗いたら戸が開いており、オルガンがあつたので毎晩出かけて一人で練習したそうです。そしてオルガンは弾けるようになり、現在でも教会のオルガンを弾いています。手を見せて下さりました。॥次号へ続く॥

(かつて内は編集者が加筆)
●一月一四日(土)
●一月一八日(土)
詳細は未定ですので、今後資料館ホームページをご確認ください。

重監房資料館ホームページアドレス
<https://www.nhdm.jp/sjpm/>

■重監房資料館、一〇一五年度企画展
「再論・重監房跡の発掘調査」
ギャラリートーク開催のお知らせ

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

参加希望者は、第一展示室入口(企画展『再論・重監房跡の発掘調査』サイン前)にお集まりください。(事前申込不要)

- 一月一〇日(土) 一三:〇〇~
- 一月一一日(土) 一三:〇〇~
- 三月 七日(土) 一三:〇〇~

(重監房資料館ホームページより)

※今回の展示で特筆すべきは、重監房跡地から発掘された鍵が、長い保存処理を終えて展示されたことです。ぜひご覧いただきたいです。

(編集者)

◎)のほか重監房資料館では一月以降次の日程で、樂泉園入所者による「語り部の会」を計画されています。

●一月一四日(土)
●一月一八日(土)
詳細は未定ですので、今後資料館ホームページをご確認ください。

重監房資料館ホームページアドレス
<https://www.nhdm.jp/sjpm/>

一月一日、記念講演会に先立ち、「ともに生きる会」総会が開かれ、採択された活動方針と事務局体制です。

◎今年度の活動方針

- 一、入所者の最後の一人まで平穏な生活を
自治会、入所者との交流を
- 医療・介護の充実を国に働きかける
- 入所者との交流を進めるため「はがき交
流」、園のイベントに参加する。
- 二、家族補償支援、菊池事件再審の取り組み
- 家族訴訟原告の講演会を開く
- 菊池事件で死刑となつたFさんとの再審請
求に取り組む
- 来年一月の熊本地裁決定日に現地への参
加をめざす
- 三、「偏見・差別」の克服めざし「啓発」活動の取り
組みを
- 重監房資料館、歴史館の見学を呼びかける
- 群馬県社会福祉士会制作のDVD「衆生の
園に生きた証」の視聴を進める
- 県が開催する「パネル展」の充実、広報の強
化を要請する
- 自治体、教育委員会などが人権研修に取り
組むよう要請する
- 四、楽泉園施設・病院の持続化、将来構想の具体
化を
- 病院施設、地域を生かした計画を
- 歴史的建造物の保存
- 「人権研修センター」としての役割を
- 入所者、職員、草津町住民の意見・要望を
聞く(アンケートを検討)
- 園へのバス運行を、国、群馬県、草津町に働き
かける

五、国賠訴訟勝利二五周年記念の集いを成功さ
せる

- 六、「ともに生きる会」を五〇〇人の会に
- 七、機関紙「人間」、ホームページの充実

◎新しい事務局体制

顧問 廣田繁雄 篠原勝喜知
吉幸かおる 矢田健一(新)

会長 酒井宏明

副会長 (空席)

事務局長 大川正治

事務局次長

赤尾拓子 大島一弘 斎藤悟(会計)

事務局員

有坂太宏 K・K 黒崎晴夫
小山時子 関光 田中和子(会計)
西沢美千代(新) 原田和宜 松浦信
富原秀樹 山野利夫 吉田一蓮

会計監査

山本茂 山本仁英

ホームページ担当

八木登

退任 市川陽子 関根春美

◎新事務局員の挨拶

西沢美千代

初めて草津楽泉園を訪問した時に目にしたのは、それ迄情報として頭にあつたそれとは全く別の現実として受け入れ難いものでした。この世に「生」を受けた人間ならば、誰一人例外なく受けた人としての「権利・尊厳」その全てを、ある日突然「國家の恥」等と一方的に決めつけ奪い、更にその苦しみは家族にまで及ぶ。

「無らい県運動」等と云う悪魔の所業、誰が患者になつてもおかしくないのだ。

悲劇の歴史にはいつも戦争が絡んでいた。先日「戦争反対」を生涯貫いた仲代達矢さんが亡くなられた。「権力者の云う事に人は流されそうになる。しかし私は死ぬときに戦争反対と言つて死にたい」と…。

弱い立場の人に心を寄せる「ともに生きる会」の活動に改めて敬意を表します。そして私も参加します。

このほど退任されたことになった市川さん、関根さんは国賠訴訟が提訴される最初の立ち上げメンバーであり、二六年にもわたり原告・入所者に寄り添つてこられました。本当に長い間お疲れさまでした。そして今後もご指導ください。



◎総会配布資料の一部に誤りがありました。
お詫びし訂正をさせていただきます。

『三、ハンセン病問題をめぐる情勢と課題』

冒頭の一節に誤り

誤

今年は一九三一年の「癩病予防法」制定から一九八八年。新憲法施行下五三年間廃止されず一九九八年に廃止。「国家賠償訴訟」勝利判決から二五年、ハンセン病問題基本法制定から一六年、家族訴訟勝利判決から五年。

正



今年は一九〇七年の「癩予防に関する件」制定から一八八年。ハンセン病患者隔離法は新憲法施行下四九年間廃止されず一九九六年に廃止。ハンセン病違憲国家賠償訴訟勝利判決から二四年、ハンセン病問題基本法制定から一七年、家族訴訟勝利判決から六年。

「ほれ話

一月に共産党高崎市後援会が重藍屋資料館

の見学会を組み、事務局員斎藤が同乗しました。何とその参加者に、取り壊される前の重

藍屋を見たという人がいたのです。すぐに資料館に紹介をし、後日資料館から詳しく聞き取りがなされるものと思います。これまで資料館サイドから重藍屋について、草津町内に回覧板などで情報提供を呼びかけてきた結果、幾つかの証言も得ているようですが、戦後八〇年にもなる年に「この様な証言が出てきた」とは重要です。

何分にも高齢もありますので記憶違いということも十分あります。でも、楽泉園の人権闘争終結後に関わりを持つた人がまだ他にも存命でいらっしゃるかもしれません。会員の皆さんのお周りにそのような方が居ましたら、情報を事務局までお寄せいただきたいと思います。

■寄付の御礼

寄付をいただいた方々の支援に感謝し、

お名前を紹介いたします。

(一〇一五年六月～一月末 五十音順 敬称略)

ホームページ上では寄付者の個人名は伏せさせていただきます